

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(平成19年2月14日国土交通省告示第130号)

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

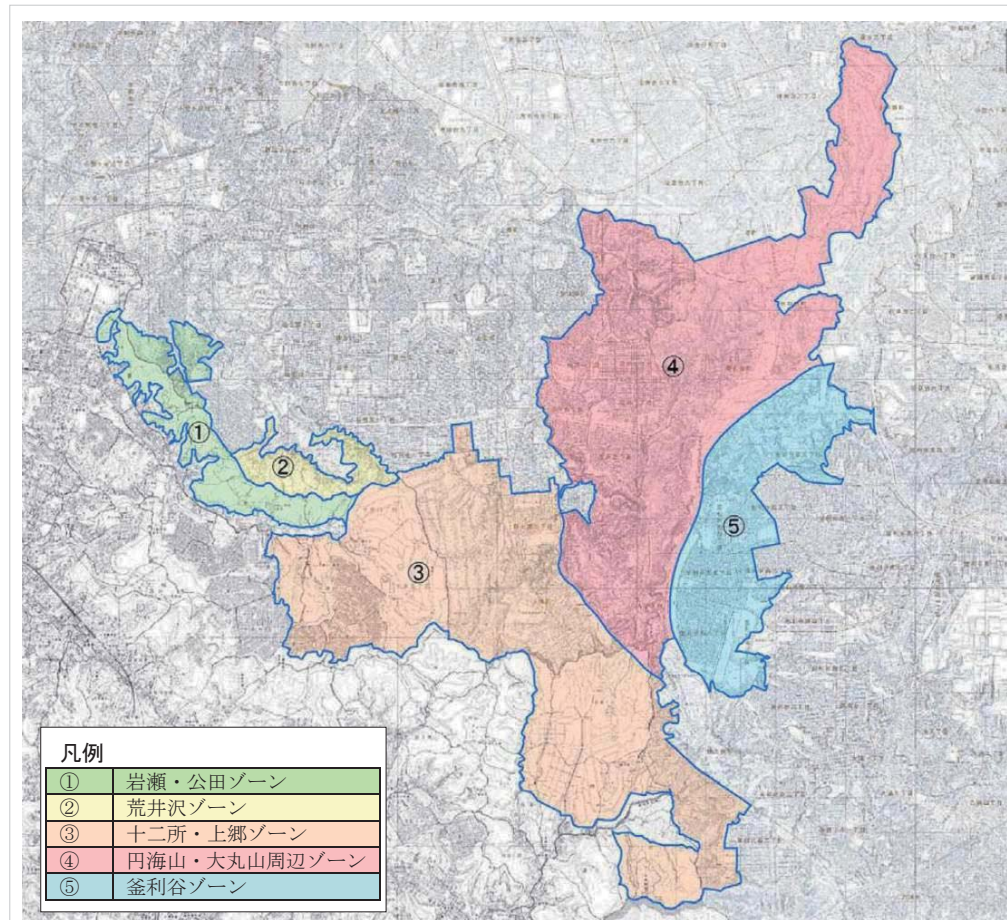
本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の重要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上に伴い、都市的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

- ①鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる重要な緑地が形成されているゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。
- ②横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。

■近郊緑地保全計画ゾーニング図



- ③ 県道23号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」

は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。

- ④県道23号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も重要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の源流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。
- ⑤横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の重要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全体の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮するものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の5ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

- ①「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸における樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の向上を図るものとする。
- ②「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。
関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。
- ③「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在ガ池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら重要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図るものとする。
- ④「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図るため、樹林の量的な減少や質的

な劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の重要な緑地について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導することにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

- ⑤「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施策を継続するものとする。

- (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に係る者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動にあたり、環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

- 2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林地や水辺等の自然環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行うものとする。

- 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。
- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。
- (3) 関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病害虫予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。
- (4) 関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

- 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

- 1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備
- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設
- (3) 土砂崩壊防止施設
- (4) 公衆便所
- (5) 防火施設
- (6) 自然景観の保持・再生のための植栽

- 2 施設整備計画に関する事項

- (1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

- (2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

- 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

- 1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

- 2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の重要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

- (1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。
- この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
- ① 多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。
- ② 保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
- ③ 地域の自然特性を顕著に示していること。
- ④ 自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。
- (2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。
- 3 指定にあたって特に配慮すべき事項
- 「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている重要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

- 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。